

30 北本市

建設 工事	監 測 量	設計 ・ 管理 ・ 調整	土木 施設	書類名	摘要
				1 委任状(様式C-5)	代理人を置く事業者が申請する場合
				2 法人市民税又は個人市民税の納税証明書 <写し可>	・申請する事業所の所在地が、北本市内にある場合が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの ・新型コロナウイルス感染症等の影響により納税・換値の猶予制度の適用を受けている場合は、「徴収猶予通知書」の写しを添付してください。
		-	-	3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
		-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可 証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。  3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
		-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営 業所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。  更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。  建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。  電子申請により収受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。

【北本市提出書類】の問合せ先

北本市 政策推進部 財政課 契約・検査担当

TEL: 048-594-5513

FAX: 048-592-5997